

(審査基準表)

使用許可等の範囲	審査基準	標準処理期間
	<p>(3) 条例第9条により使用を不承認とすべき下記に例示するような事由（使用不承認の事由）等がないかどうか。</p> <p>① 条例第9条第1号に該当する場合の例</p> <p>(ア) 専ら性的好奇心をあおる催物の上演等、善良な市民の性風俗を害するおそれの多い行為を伴う事業を行うために使用しようとするとき。</p> <p>(イ) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等、反社会的な行為を助長するおそれの多い事業を行うために使用しようとするとき。</p> <p>(ウ) 暴力団及びその構成員が使用しようとするとき。</p> <p>② 条例第9条第2号に該当する場合の例</p> <p>(ア) ホールの舞台や会議室等で、硬質の球、槍、矢等を投げたり、射たり、大量の水を使用する等、建物の壁面、床面、窓ガラス、天井及び備付物件等を傷つけるおそれの多い行為を伴う事業を行うために使用しようとするとき。</p> <p>(イ) 火器等の危険物の使用が伴い、火災発生等のおそれがある事業を行なうために使用しようとするとき。</p> <p>③ 条例第9条第3号に該当する場合の例</p> <p>(ア) 騒音、異臭、振動の発生等、他の使用者に耐えがたい苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行うために使用しようとするとき。</p> <p>(イ) 申込み可能区分数の制限（大ホール抽選時3日間9区分（うち土・日祝日利用は2日間6区分）、1カ月引き続き5日間、会議室1週2日・6区分、会議室の展示に係る5日間の連続使用）を超えて使用しようとするとき。</p> <p>(ウ) 施設の連続使用が月をまたぐ場合において、一斉受付での申込が1カ月ごとに3日9区分（うち土日は2日6区分）を超えて使用しようとするとき。</p> <p>(エ) 自らホール・会議室等を使用する実際の必要性がないにもかかわらず、他の者が使用できないようにするために使用承認の申請をしている場合。</p>	<p>原則として使用承認申込書が提出された日からその翌週の同曜日（同曜日が祝日等の場合は翌日）までの間</p>

(審査基準表)

使用許可等の範囲	審査基準	標準処理期間
(使用料の減免) 条例第5条第2項 関係	<p>札幌市民ホール条例及び規則に基づく使用料減免取扱要領に規定する下記の例示に該当するかどうか。</p> <p>(1) 学校教育法で定める国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園が教育課程に定める範囲内で使用する場合で、次の各号のすべてに該当するときは、使用料の2分の1を減免することができる。</p> <p>① その学校の屋内体育館（講堂）等がない場合及び工事等により使用が不能な場合のとき。</p> <p>② 学校が直接運営し、教職員及び児童、生徒が出演して行なう行事のとき。</p> <p>ただし、教職員及び児童、生徒以外の者が出演し、鑑賞する場合は除く。</p> <p>(2) 芸術文化団体が使用する場合で、次の各号のすべてに該当するときは、使用料の2分の1を減免することができる。</p> <p>① 市民及び主に市民で構成されている団体が主催するものであること。</p> <p>② 一般市民が出演等で公平に参加できるよう公募されている事業であること。</p> <p>③ 一般市民に鑑賞機会が公平に与えられ、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものを徴しない事業であること。</p> <p>④ 当該団体並びに上部団体及び下部団体が、国又は地方公共団体の財政援助を受けていない団体の主催する事業であること。</p> <p>(3) 札幌市教育委員会が直接主催する学校教育及び社会教育事業で、特にその必要があると認めるものは、使用料の全額を免除することができる。</p>	原則として使用料金減免申請書の提出された日からその翌週の同曜日（同曜日が祝日等の場合は翌日）までの間

(審査基準表)

使用許可等の範囲	審査基準	標準処理期間
<p>(特別施設等の承認) 条例第8条関係</p>	<p>(4) 非常災害等の場合の避難場所としての使用等、公益上やむをえない場合で、特に教育委員会が認めたときは、使用料の全額を免除することができる。</p> <p>(5) その他札幌市教育委員会が公益上特に必要と認められる事業は、その都度これを定め、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 特別な設備の設置又は撤去の際に、市民ホールの建物や備付物件を傷つけるおそれがないかどうか。 (例) 設置の際に床面や壁面にドリル等で穴をあけて固定させなければならないものや、撤去の際に床板等がはがれるおそれの多いものの設置は承認しない。</p> <p>(2) 搬入しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等が市民ホールの構造、容量等に適合しているかどうか。 (例) 物件が大き過ぎて搬入搬出の際出入口にひっかかったり、廊下や壁面を傷つけたり、通常の使用によって電流がオーバーするような物件の搬入は、承認しない。</p>	<p>原則として特別設備等承認申請書の提出された日</p>
<p>(販売行為の禁止) 条例施行規則第10条関係</p>	<p>原則として下記の場合に限り承認するものとする。</p> <p>(1) 音楽会、演劇会等のプログラム、研修会等のテキスト及び手芸・工芸等の実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合。</p> <p>(2) 官公署又はその委託を受けた団体が行政啓発を目的に販売又は金品の寄付募集等の行為を行うなどの場合。</p> <p>(3) 市及び教育委員会が委嘱又は指導・育成している団体が、教育委員会が公益上特に必要と認めたチャリティ事業の一環として販売又は金品の寄付募集等の行為を行うなどの場合。</p>	<p>申し出のあった日からその翌週の同曜日（同曜日が祝日等の場合は翌日）までの間</p>